

【介護保険】
指定訪問看護及び指定予防訪問看護
重要事項説明書

介護保険番号 1463190527

Latte 横浜訪問看護ステーション

この「重要事項説明書」は、「神奈川県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成 25 年 1 月 11 日神奈川県規則第 20 号」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、重要事項を説明します。

1 指定訪問看護等サービスを提供する事業者について

法人名	株式会社 PRESENCE
法人所在地	神奈川県横浜市金沢区六浦南四丁目 16 番 27 号
代表者氏名	三戸 究允
電話番号	045-370-9945
設立年月日	平成 26 年 3 月 3 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	Latte 横浜訪問看護ステーション
事業所番号	1463190527
事業所所在地	神奈川県横浜市港南区野庭町 675-20 1F
管理者	古谷 光帆
電話番号	045-752-9105
実施区域	港南区・磯子区・栄区・南区・戸塚区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	Latte 横浜訪問看護ステーションは、主治医が指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の必要性を認めたご利用者様に対して、適切なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<p>(1) 当事業は、利用者が要介護状態及び要支援状態となった場合においても、主治医の指示のもと、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう、療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を図るものとする。</p> <p>(2) 当事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者、他の保険・医療・福祉サービスを提供する者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>(3) 当事業は、利用者に適切な指定訪問看護及び介護予防指定訪問看護の提供が行えるよう、職員の研鑽、事業体制の整備に努めるものとします。</p>

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、ゴールデンウィーク休暇（5月3日～5月5日） 年末年始休暇（12月30日～1月3日）を除く
営業時間	月曜日～土曜日 8:45～17:00

(4) 事業所の職員体制(令和7年10月1日現在)

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名	
看護師	2名/1名(兼務)	-
理学療法士	2名	-

3 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治医の指示、並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 看護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

4 提供するサービスの内容

(1) 提供するサービスの内容について

- ① 状態観察(バイタルチェック、心身の観察)
- ② 療養上のケア・処置(清潔・排泄・食事など)
- ③ 服薬管理(服薬セット、服薬介助)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての処置
- ⑥ 福祉用具や介護サービス利用についての相談
- ⑦ 終末期の看護
- ⑧ 在宅リハビリテーション(寝たきりの予防・療法士等による個別リハビリ*)

*療法士等による訪問は、訪問看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師の代わりに訪問するとの位置づけになります。リハビリテーションをご希望の場合も看護師が訪問し訪問看護計画を立案する必要があるため、必ず看護師が月1回以上訪問させていただきます。

6 人権の擁護・虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 ハラスメント等に関する対応方針について

当事業所では、全ての職員が安全かつ尊厳を保って業務を遂行できる環境の維持を重視しています。厚生労働省「医療従事者に対するハラスメント対策マニュアル」に基づき利用者及びその家族、関係者によるハラスメント行為や、職員の安全を脅かすような言動・行動が確認された場合、以下の方針に基づき対応します。

(1) 対象となる行為の例

- ① 身体的暴力（叩く、蹴る、物を投げる等）
- ② 精神的暴力・威圧（大声での叱責、威嚇的な言動、侮辱的発言等）
- ③ セクシャルハラスメント（不必要な身体接触、性的発言等）
- ④ プライバシーの侵害（私的な連絡、執拗な連絡等）
- ⑤ 業務遂行に支障をきたす一方的・不合理な要求やクレームの反復
- ⑥ その他、職員の尊厳・人権を著しく損なう行為

(2) 対応方針について

- ① 当該行為が確認された場合、当ステーションは事実関係を記録・整理し、管理者による調査・対応を行います。
- ② 必要に応じて、利用者様またはご家族等に対して注意喚起・指導を行うとともに、ケアマネジャーや主治医等の関係機関へ報告・相談いたします。
- ③ 行為が継続または改善が見られない場合、または職員の安全確保が困難と判断される場合には、以下の措置を講じることがあります。
 - ・ サービス提供の制限または一時中断
 - ・ 訪問看護契約の解除
 - ・ 必要に応じて警察・弁護士等の第三者機関への通報・相談

8 緊急時等の対応方法について

(1) サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

- ・ 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 訪問看護のサービス提供に伴い、事業者は下記損害賠償補償制度に加入します。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社 / ビジネスマスター・プラス
-------	-----------------------------

10 身分証携行義務

訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供の記録

- ① 主治医に、「訪問看護(予防)計画書」・「訪問看護(予防)報告書」等を作成し提出します。
- ② サービス提供をした際には、「訪問看護記録」等の書面に必要事項を記録します。
- ③ 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行います。
- ④ 指定訪問看護等の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ⑤ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

12 衛生管理等

- ① 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13 相談窓口、苦情対応について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ・ 提供した指定訪問看護等に係る利用者、及びその家族からの相談、及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

・ 事業所 相談・苦情窓口

受付時間	月曜日～土曜日 8:45～17:00 (休業日を除く)
電話	045-752-9105
FAX	045-752-9106 ※ FAX は 24 時間対応
担当者	管理者 古谷 光帆
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が「苦情相談記録シート」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

・ 行政相談・苦情窓口

① 横浜市 はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター)

電話	045-263-8084
FAX	045-550-3616 ※FAX は 24 時間対応可能

② 港南区高齢・障害支援課

電話	045-847-8495	
FAX	045-845-9809	※FAX は 24 時間対応可能

③ 磯子区高齢・障害支援課

電話	045-750-2490	
FAX	045-750-2540	※FAX は 24 時間対応可能

④ 栄区高齢・障害支援課

電話	045-894-8539	
FAX	045-893-3083	※FAX は 24 時間対応可能

⑤ 南区高齢・障害支援課

電話	045-341-1136	
FAX	045-341-1144	※FAX は 24 時間対応可能

⑥ 戸塚区高齢・障害支援課

電話	045-866-8429	
FAX	045-881-1755	※FAX は 24 時間対応可能

⑦ 神奈川県国民健康保険団体連合会介護苦情相談課

電話	045-329-3447	
----	--------------	--

Latte 横浜訪問看護ステーション 訪問看護 料金表

令和7年10月1日現在

1 訪問看護の介護報酬に係る費用

2級地 11.12 円

訪問看護費（1回につき）	単位数	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
指定訪問看護ステーションの場合					24時間体制、 週1回以上
（1）所要時間20分未満の場合	314	350	699	1,048	
（2）所要時間30分未満の場合	471	524	1,048	1,572	
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	823	916	1,831	2,746	
（4）所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,128	1,255	2,509	3,763	
（5）理学療法士等による訪問の場合	294	327	654	981	1回につき
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（90%）	265	295	590	884	1回につき
複数名訪問加算（Ⅰ）					
所要時間30分未満の場合（複数看護師等）	254	283	565	848	1回につき
所要時間30分以上の場合（複数看護師等）	402	447	894	1,341	1回につき
複数名訪問加算（Ⅱ）					
所要時間30分未満の場合（看護師等＋看護補助者）	201	224	447	671	1回につき
所要時間30分以上の場合（看護師等＋看護補助者）	317	353	705	1,058	1回につき
長時間訪問看護加算	300	334	668	1,001	1回につき 1時間30分以上
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	668	1,335	2,002	1月につき
特別管理加算（Ⅰ）	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	250	278	556	834	1月につき
ターミナルケア加算	2,500	2,780	5,560	8,340	死亡月につき
初回加算（Ⅰ）	350	390	779	1,168	1月につき
初回加算（Ⅱ）	300	334	668	1,001	1月につき
退院時共同指導加算 *特別な管理を必要とする利用者は2回まで可能	600	668	1,335	2,002	1回につき
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について					
（1）理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を 超えている場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
（2）看護職員の訪問回数が理学療法士等の訪問回数を 超えているが、特定の加算を算定していない場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
准看護師による訪問看護を行った場合	所定単位数×90/100				
早朝・夜間、深夜の訪問看護の場合					
（1）夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算				
（2）深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算				
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合					
（1）事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×90/100				
（2）同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×90/100				
（3）事業所と同一敷地内建物等に50人以上利用者が居住する場合	所定単位数×85/100				

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

Latte 横浜訪問看護ステーション 介護予防訪問看護 料金表

令和7年10月1日現在

1 介護予防訪問看護の介護報酬に係る費用		2 級地		11.12 円	
介護予防訪問看護費（1回につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
指定介護予防訪問看護ステーションの場合					
(1) 所要時間20分未満の場合	303	337	674	1,011	24時間体制、週1回以上
(2) 所要時間30分未満の場合	451	502	1,003	1,505	
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	794	883	1,766	2,649	
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,090	1,212	2,424	3,636	
(5) 理学療法士等による訪問の場合	284	316	632	948	1回につき
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（50%）	142	158	316	474	1回につき
複数名訪問加算（Ⅰ）					
所要時間30分未満の場合（複数看護師等）	254	283	565	848	1回につき
所要時間30分以上の場合（複数看護師等）	402	447	894	1,341	1回につき
複数名訪問加算（Ⅱ）					
所要時間30分未満の場合（看護師等＋看護補助者）	201	224	447	671	1回につき
所要時間30分以上の場合（看護師等＋看護補助者）	317	353	705	1,058	1回につき
長時間介護予防訪問看護加算	300	334	668	1,001	1回につき 1時間30分以上
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）	600	668	1,335	2,002	1月につき
特別管理加算（Ⅰ）	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	250	278	556	834	1月につき
初回加算（Ⅰ）	350	390	779	1,168	1月につき
初回加算（Ⅱ）	300	334	668	1,001	1月につき
退院時共同指導加算 *特別な管理を必要とする利用者は2回まで可能	600	668	1,335	2,002	1回につき
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について					
(1) 理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
(2) 看護職員の訪問回数が理学療法士等の訪問回数を超えていないが、特定の加算を算定していない場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
(3) 指定介護予防看護の利用が12月を超える場合で、(1)(2)を算定している場合	-15	-17	-34	-50	1回につき
(4) 指定介護予防看護の利用が12月を超える場合で、(1)(2)を算定していない場合	-5	-6	-11	-17	1回につき
准看護師による訪問看護を行った場合	所定単位数×90/100				
早朝・夜間、深夜の訪問看護の場合					
(1) 夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算				
(2) 深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算				
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合					
(1) 事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×90/100				
(2) 同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×90/100				
(3) 事業所と同一敷地内建物等に50人以上利用者が居住する場合	所定単位数×85/100				

※利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
死後の処置代	20,000円	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合
交通費	実費	<p>当事業所の通常の事業の実施地域（港南区、磯子区、栄区、南区、戸塚区）にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払い頂きます。</p> <p>通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道 1 kmあたり 50円</p>

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。